

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	
項目		税率 6.24 % 適用分	税率 7.8 % 適用分
		A	B
		合計 (A+B)	
		C	
課税売上額 (税抜き)	①		
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③)	④		
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額 (⑤ + ⑥)	⑦		
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧		
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨		
課税仕入れに係る消費税額	⑩		
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑪		
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		
課税貨物に係る消費税額	⑮		
納税義務の免除を受けない (受ける) こととなった場合における消費税額 の調整 (加算又は減算) 額	⑯		
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩ + ⑭ + ⑮ + ⑯)	⑰		
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱		
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑲		
引	⑳		
控除過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額) ± ㉓ ± ㉔ ± ㉕] がマイナスの時	㉑		
貸倒回収に係る消費税額	㉒		

【No.49】本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれないにもかかわらず、その対価の額を②C欄に含めていませんか。

【No.50】非居住者から受け取る利子等 (他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等) の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.51】⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。
(1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
(2) 土地等の譲渡対価の金額
(3) 受取利子の金額
(4) 集団投資信託の収益の分配金
(5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.52】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額 (売上税額) について、付表1-3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法 (積上げ計算) により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額 (仕入税額) について、⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法 (割り戻し計算) により計算していませんか。

【No.53】令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額 (仕入税額) について、⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法 (積上げ計算) により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法 (割り戻し計算) により計算していませんか。

【No.54】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

【No.48】申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか (申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合 (仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。) には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。